

第二十二回  
国 会 会

## 参 議 院 農 林 水 産 委 員 会 会 議 錄 第 三 十 七 号

昭和三十年七月二十九日(金曜日)午前  
十時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君  
理事 秋山 後一郎君  
白波 稲米吉君  
三浦 辰雄君  
戸叶 武君  
千田 正君  
青山 正一君  
池田 宇右衛門君  
大矢 半次郎君  
重政 康徳君  
関根 久蔵君  
田中 啓一君  
長谷山 行毅君  
飯島 達次郎君  
溝口 三郎君  
亀田 得治君  
清澤 俊英君  
三橋 八次郎君  
東 隆君  
小虎君  
菊田 鈴木  
渡部 伍良君  
吉川 久衛君  
農林政務次官  
農林省農地局長  
事務局側  
常任委員  
会専門委員  
説明員  
政府委員  
農林政務次官  
農林省農地局長  
事務局側  
常任委員  
会専門委員  
説明員

農林省農地  
局計画部長 和田栄太郎君  
農林省農地局計  
画部技術課長 清野 保君  
立川 宗保君  
和田栄太郎君  
保君

類を輸入して機械農業を普及すれば百  
万町歩から二百万町歩の草地農業を入  
れた農業開発がでてくる、しかも事  
業費は日本で一反歩現在一万円ある  
のが四千円から二千五百円くらいに減  
少する、開拓の工期を早めると同時に、  
非常にコストを引き下げるから日本の  
将来の農業にせひとも機械農業を普及  
する必要があるということを勧告して  
きているのであります。私昨日計画部  
長にお伺いいたしましたが、先般の愛  
知用水の視察の場合には二千五百町歩  
の開畑事業が機械を利用してやると一  
反歩三万円になるといつていて、機械  
化問題といふことは一応ござります  
が、今まで考えられなかつたような山  
をくずして、丘陵をくずして、そろし  
て谷を埋めるというようなことをすれ  
ば一反歩三万円かかつてもまだ畠にな  
る余地はあると思ひます。機械化の問  
題に関連して昨日の御答弁では愛知用  
水のようなのは特別の問題で、そういう  
のも将来場所によつては可能性もあ  
る、東北地方では一反歩大体機械農業  
をやれば世界銀行でいうたようなこと  
になるという御答弁があつたわけでござ  
いますが、上北平野、根釧原野等の  
機械開墾によりまする資料等によりま  
すと、上北平野ではやはり開墾作業が  
一反歩一万四、五千円、根釧原野でも  
一万五、六千円かかるようになつてい  
る。それは火山灰地帯の矯正なり泥炭  
地の土壤改良等も含まれてはおります  
が、そういうことからいしまして世界  
銀行でいつた一反歩二千五、六百円で

やれば百万町歩から二百万町歩はでき  
る、勧告とは非常に違つてゐるのです。  
現在でも一万円程度でできるのが一万  
五、六千円かかるようなのを開墾を進  
めるということになつてゐる。一体開  
墾作業の事業費の見積りはどういう考  
えでやられたかお伺いしたい。

○説明員(和田栄太郎君) 世界銀行が  
機械を使ってやれば現在手開墾でやつ  
ておる開墾よりも安くなるだらうと  
言つたことは事実であります。しかし  
二千五百円といつたような数字は示  
していないと存じておられます。私どもの  
方で今考えております上北の開墾費は  
反歩約九千九百円でありまして、根釧  
では一万二百円でございます。しかし  
この経費の中には、この地帯は御承知  
の如く土壤に有機物の少い地帯でござ  
りますから、それを補給するために、  
最初に起しましてすぐにタンカルと若  
千の磷酸をまきまして、これに牧草を  
まく。その牧草を肥料—綠肥として  
使って再墾のときに撒き込んでいくと  
いうやり方を考えておるわけでござい  
ますが、このたつたいま申しました上  
北の約九千九百円、根釧の一反歩二百円  
が、これは、たゞ一千五百円であります  
が、たゞ一千五百円であります。だから私は機械農業と  
いうものは、日本の現在の開拓適地が  
七十五万町歩しか残っていないのが、  
一月三日です。そういう何か報告書  
があるのです。だから私は機械農業と  
いうことは、日本の現在の開拓適地が  
まだ百万町歩ないし二百万町歩可能  
性があるというから、非常に私は関心を  
持つてゐたのです。それを知らぬなん  
ていうことは……よく読んで、それが  
どこにあるか一つ探していただきた  
い、あるのだから、私は一つそのため  
にどういう問題を研究したから申し上  
げたのです。

八十五円、そのほかに四、五千円の土壌改良費が含まれて約一万五、六千円になる。私はだから機械作業をやってトラクターとトレーラーを動かしていくば、どんなにかかるても木の根を除去したり、除石をやつたりしても、作業費としても一反歩四、五千円以上になるとことは私ではないと思っている。それが約一万円になるからどうも非常に高い。それはほとんど上北、それから根鉗で、両方で世界銀行の開墾用の機械を三億四、五千万円、五分の利息で借りて、それをこの地区内の四、五年の間にその機械費の全額を全部償却してしまうのだという非常に無理な金額は全部入植者にそれは委託、九千八百八十五円で委託を受けてやる。入植者は機械はもう公団が持っている、そして作業とすれば一反歩四、五千円足らずでできるのに、目の前に見ていたがら約一万円の委託料を出せというふうと言わされると、これは非常に問題が起きるんじゃないかと私は思つていい。ことに上北平野と野辺地の原野は終戦後には軍馬補充部の用地が開墾になって、そして農林省で緊急開拓を始めたところなんです。その当時の農林省ではやはり機械開墾をやるのと、いうので委託をしたときに、あそこには徳川義親氏の名前をかりた団体が行って荒し回ったところなんです。機械農業ということについては非常にあの辺では苦汁をなめている。金は取ったけれども、あと残ったのをずっとやつてしまつたところなんです。どういうような歴史のあるところへ今度行って一反歩四、五千円ができるものを機械のみな公団が地元の負担作業費のうちに入れて、そして一反歩一万円

○説明員(和田栄太郎君) 今の機械のような委託料を出してやつていくと、いうようなことは、これは私は非常に高い。もとずっと安くすべきなんだ。どうしてこういう算定をしたか、三億何千万円の機械を買ってそしてそれを部入れてしまった。そうしてこの公会の経常費等もそれから出していかなければならなかつたから、こういう問題になつてきんじやないか。私はもうと三億何千万円というようなのは、開墾作業費の方へ全部入れて償却に全部入れてしまつた。そうしてこの公会がこういう問題を始めるといふなら困が全部買つて、それからそれで非常に安くこの開墾をやつていけば入植者の方も非常に喜ぶだらうし、開発の将来は日本の農業としてはもと七十五万町歩なり百万町歩、二百万町歩となるまでくる。そういう大転換期だから農民方に負担をしよわせるようなことをしたから私はおかしいと思う。だから高くつく。もつと半値ぐらいにやる方法を農林省は十分考えていただきたい。この点について、どうしてこういう機械をみな農民にしよわすのが。そしてしょわしておいて、そうしてあとこれには両方で七千町歩ぐらゐやる。そのほかに一万六千町歩くらゐる余裕がある。残つておる。ほかと同じように九千円くらいの貸付をつけてやついく。三億円ぐらゐの機械を買って、機械で十五、六億の利益を上げておるよろんなことになる。少しおかいと私は思うのです。利益を上げる必要はない。もう少し算定を変えたらどうかと考えておる。

て、先ほども申しましたように、研究機械の専門家が計算をしましたところに、六千何百円からくらいい出ておつります。それで申しますと、初めに私どもの方の機械の開墾にかけておるのはございませんで、今溝口委員からお話をうながしたところ、いろいろ価格になつてきました。なおこの機械をこの地区だけの開墾にかけておるのはございませんで、今溝口委員からお話をうながしましたところ、この機械の貸与時間を八千時間と見まして、この作業全体に対して割りかけておるわけでございます。繰り返して申しますが、溝口委員からお話をうながしましたように、私は重要な意見がありましたように、私どもも下この経費がさらにも安くなるように努力をいたしております。

○溝口三郎君 この問題は私は重要なと思うから重ねて申し上げたいが、牧野改良のணターカーが何かで幸いであの付近の牧野改良をトラクターでやっておる。そうして私は畜産の方はあまり詳しくは知らぬが、非常にあそこで手数料はこれで三年か四年くらいまでかけてやつても、一反歩手数料は除石の償却費まで入れて一反歩千円かそこらである委託料をやっておるじゃないか。やらなければこつちは十倍もしないし……同じような牧野の開拓をするのに十倍もかけなければならぬというのは、機械がこの費用をやつておるじゃないか。やらなければいいは政府で持つて、償却ぐらいをやりながられば、機械を農家にみなしよろしくしてしまって非常に私は不合理だと思う。ことにこれを並べて見ますと、一律でやはり八億か九億の機械を買わしてしまって非常に私は不合理だと思います。そうしてそれは二十年間ぐらいに毎年の償却費とか貸付料は一億四千五

おる。それを国が貸し付けるから非常費に貸付が安い。その割合と、この農家の方には負担をかけるようなのは、機械の貸付料が四倍以上になつておるのに不合理だから、何かこれは変更されることは損失が出てもこれは政府がしうべきだ。ほかの愛知用水公團等については、公團の経費等は五年間で二十億で、これは皆全額国費で出しておる。この機械公團のは一文も国が負担しない。経常費を出したらいと思つた資金計画、償却計画はもう少し改正することを考慮する余地はないのか。この点をお伺いしたい。

○説明員(和田栄太郎君) 複数の貸付料と機械開墾の方の作業費と違つて参つておりますのは、標準の方は貸付料は機械をそのまま貸し付ける。裸の貸付料であります。機械改壟の方はオペレーターもつき、油もすべての経費を含んでおるわけでございます。それで今利率が非常に違つて出ておるのでござります。なお、政府がもつと負担してはどうかといふ御意見でござりますが、それは農林省としては同じような考え方を出して、だんだん大蔵省と折衝をいたしたのでございますが、現在の考え方は、愛知用水の場合もござりますから、なほ大蔵省とも折衝をして、できるだけ農家の負担が軽くなるよう努力をいたしたいと思つます。

配りになつたものの六ページに説明が書いてある。上北地区で資金計画としでは、機械の購入費が、これは数字が間違つておるが、二億三千七百万円機械を購入して、そつして作業費に三億二千八百万円かかる。オペレーターや何かは三億二千八百万円の中に入つてゐるのです。そつして二億三千七百万円といふのは機械の購入費なんです、アメリカから来る。これのオペレーターも何か入つて修理、油代、操縦者の費用が二億二千八百万円で、一反歩にするとそれは五千三百円になるのです。機械の方も五千三百円になるのです。その全額をその次のページで開墾費として資金を調査しているのです、地元から。上北地区で四億三千七百万円、オペレーターの費用だけでも。私はだからそういうものは五千三百円で済むのだし、機械を買った全額を、この四千三百町歩で二億何千万円を農民に負担させるから問題が起きてゐるのです。猿津の方の問題はただこの機械の二億何千万円をこれを二十年賦くらいで貸していくのです。だから非常にこれが違つてきているのです。全額を四千何百町歩の開墾作業費を——農民から機械の購入費を全額これを四、五年の間に徴収するようになる、そつてまだそのほかにもう三倍くらいの能力があるから、ほかへいって貸すとおつしゃる、非常にこの機械公团がもうけ仕事をやる公団みたいに見えるのです、地元からいふと。ことにそういうのでできるだけ経常費を出すために、一反歩約一万円の委託料をとつてやらなければいかぬというようなことは、私は経験からいくといふと、こういう



これに要する機械の購入計画でありまして、三十九年度は輸入機械だけ、すなはち世銀の借款によるものだけ、三十九年度からはそれに見合う国産機械を買っていく、こうしたことになっております。

第六ページは、右の事業に伴います。まず篠津地区工事だけは、先ほどの灌漑排水工事四億三千九百万円、この地区に貸し付ける機械の購入費は十二億、これを三十年、三十一、三十二年、三十年にこの表のように買っていくといふことになっております。それから上北地区の工事費は四千九百万元、開墾機械購入費が二億七千七百万円を三十三年にかけて買っていく、それから開墾作業費は先ほどの表に従いまして、三十一年から四十年にかけて開墾作業をやっていく。それから機械の運用費が三億四千三百万元、それは三十四年度以降に返還をしていただく、こういうふうになっております。根訓地区も大体同様の趣旨でありますと、工事費が四千八百万円の開墾建設工事であります。それから開墾機械購入費が二億七千二百万元、雜工事費が七千万元、開墾作業費一億七千八百万元、これは三十一年度から三十七年度まで七年間であります。機械の運用費が三億八千百万円、そのほかに公團事務費が年度別に大体年間二千五百万円といふことで総計として四億三千九百万円、合計四十億五千万円かかることがあります、そのうち世銀から十三億六千万円借りまして、二十六億九千万円の余剰農産物その他でまかなわなければならぬ、こういうふうになります。これらの資金調達計画は第七ペー

ジであります。この前の六ページの  
十億五千円の年別の経費をまかなうため  
に、この七ページの年別の金額りを  
金の用意をしなければならないといふ  
表であります。借入金は世銀、見返りを  
資金、預金部その他といふことになら  
ております。委託費はこれは先ほど説  
明しました。一応来年度以降の国営事  
業に相当するものは別としまして、よ  
りあえず本年度五億五千万円で篠津地  
区、上北、根釧地方の開墾建設事業な  
り、灌漑排水事業とあれしております  
ので、その委託費、これを三十一年度以  
降三十五年度までにこういう年度割で  
國から返していく、とういうことになります。  
機械費は開墾作業費であります  
から機械の貸付料は、先ほどの機械の  
貸付計画に基きまして、内地、北海道  
度まで、上北は十年、根釧は七年で返  
していくことになります。それ  
ぞれの開墾を受諾していく場合に  
に貸していく。それからその次はその  
分に対する機械の貸付料をこの公團と  
してはとうていくと、とういうことと  
なります。七ページの一番上の左とこ  
ろにミス・プリントがあります。借入  
金十九億四千四百万円、これは二十三  
億千四百万円であります。従いまして、  
一番下の合計欄が、この世銀、見返り  
資金、その他の内訳は変りません。六  
十九億七千五百万円というのが、七十  
三億四千五百万円。

七ページの三十一年度の資金調達計画の合計欄十四億三千八百万円、この差額が公団剩余金として、九ページの三十一年度の事業をやるトータルが十四億五百万円要るわけであります。償還は……。七ページの三十一年度の公団に入ってくる経費は、それぞれ年次割りの借入金その他委託費、機械の賃付料、開墾費等で入ってくる合計十四億三千八百万円、その差額は公団剩余金として三千三百万円そこへ上つてくるのでございます。そういうふうに、年次別の事業資金の入ってくるのとを合せてこの公団剩余金といふものが出てくるのでござります。

これと借入金年償還額小計との差額は、機械残存額の次の差額の欄に出てきまして、これを五分五厘で利益は三十一年度ではとんとんになりますが、三十二年度では一億七千三百万円の利益が出てきますので、二億一千八百万円の差額利益が出てきます。従つてそれを五分五厘で運用し、三十三年度の利益に加算していく、こういうふうにして、最後の剩余金の運用といふものをやりますと、最後の償還のときに、大体満期でとんとんになりますのであります。十ページでありますと、公団機構、これは非常に規模が小さいので、大体見返り資金の方の欄に入れるところをミスプリントしておるのであります。

そこで、六ページの事業資金と七ページの金が入ってくる。七十三億四千五百円、これの年度別に、たとえば、六ページの三十一年度の合計欄、下がら三段目の十四億五百万というのと、

○溝口三郎君 先ほど私の説明を中断しちゃつたのですが、篠津地区的機械費を貰うのは国産のものを入れて十二億度に一億四千四百万円くらい、これはかくして實付料は何ペーゼですか、その表に出ておりまして、大体平年北海道開発厅と仙台農地事務局に貸し付けるので、これは問題ないと思ひます。大体十二億買つて二年に一億四千萬円ですから一割一分くらいずつ償却していくよくな勘定だから、そしてその分は国営の工事費から償還してもらう、これは全然問題ないだろうと思ひます。ただその上の開墾費といふのを一億七千九百万円、上北と根釧に分れておるのあります、上北の方は一反歩九千八百何十円、根釧の方は一歩一万幾らといふ委託費を入植者が徴収することになつてゐる。四十年まで間に上北の方は四千三百町歩の開拓開墾作業をやる、根釧の方は三千四百町歩やつて、その間に機械費は全部償却してしまつ、そつとしてその残りの金額を、三億何千万を徴収してしまふのは苛斂誅求だと思うのであります。そんなものは入植者は納得するが、概略公団の事業の内容並びに資金の計画は以上の通りであります。なおこまかく根釧、上北、篠津地区の詳細な説明が必要でありますれば……。

どうか、これは大蔵省との協議によって決まつたのでなくして、私は農林省でどういろいろ試算をこしらえていると思うのです。だから先ほど来私の申し上げましたように、実施の場合にはできるだけ入植者とトラブルを起さないよう、すでに起つた経験は私はつなぎになめておられます、しかもその当時は全額国が負担したのです、全額を持つていても入植者は、それだけの金をおれの方にくれるならばもうとりっぱなものをやるのだというようなことからあの制度がやめになつたような歴史がある所なのです、しかもその全額が国が負担するのではなくて、上北ではその全額を農民に全部負担させる、これは非常に問題が起ると思うのです。ぜひもう一ぺん検討して、できるだけ安くやってもらおう、そして大蔵省と折衝して、少くとも公団の経費は二千五百万円かかるようですが、それは愛知用水公団でも全額国が持つておる、国がやつたらその程度は、国が一文も見ないというのをおかしいと思うから、私はぜひ来年度において交渉していくだきたい。それから先ほどお伺いしたように、本年度五億五千万円を国に委託を受けてやるが、その金は政府は五ヵ年間に利息をつけて返済してしまつていいなんですね。そこで来年は十二億の、たとえば篠津の機械を買うのだ、そうすればそれに伴つて普通に工事をやっていくならば、篠津で六十億の事業費を、これを五ヵ年からでやっていかなければ、機械を買ったのが半分も遊んでしまう。一年に一般会計の純国費の分、一年に相當に大きな金でどうしてもやらないと困るから、愛知用水と同様

に着手したら国費の負担が非常に大きくなるものになるから、これを余剰農産物でやるのか国費でやるのかということは私は明確にしておかねど、国内の事業費に相当に支障を与えるようになること困るから伺つておいたのであります。さつきの御答弁では余剰農産物が実現すれば、その余剰農産物を一般会計の方へ繰り入れて、そりしてそれで國費の事業をやるような方法もある。こういうふうに伺つたのですが、そういう方向で一応お進めになるのか。

○政府委員(渡部伍良君) 諸君のよう

に六十数億に及ぶ篠津のやつはこの公団の計画と一致してやらなければいかぬのであります。その財源は今年はこの公団から、金を見返り円特別会計から受け入れまして国営事業として委託をしてやるということになつておりますが、来年もこの方法によるとあるいは直接見返り円特別会計から一般会計に繰り入れまして、それだけござんしてこの事業をやるかということについては大蔵省と農林省でいづれかの方法でやろうという程度の話し合いになつております。

これは国営事業について反当事業費が多いところでは農民の負担が多いというのは当然でありますので、反当事業費が多いところでは農民の負担が多いというのは当然であります。しかば愛知用水の負担が高いか安いかという問題であります。すが……。

○委員長(江田三郎君) 愛知用水ではないですよ。機械公団のことですよ。機械公団の衆議院の付帯決議の二に書いてあるわけなんです。愛知用水のとば別です。今愛知用水をやっているのじゃないのです。

○政府委員(渡部伍良君) 機械公団の場合も同様でありますて、たとえば今のが開墾作業費の上北の分四億二千七百万円、根鉗三億五千二百萬円であります。ですが、これは全部農民といふわけではありませんので、たとえば根鉗では三億五千二百萬円のうち國庫補助が一億二千、従って農民に対して公団が融資する分が二億三千二百といふようになりますのでありますて、その二億三千二百万円を年別に直して高いか安いかという問題であります。私の方ではこの事業を遂行するためには、農民の負担可能な限度といふものを算定いたしまして、正直に申しましてこれで償還ができるのであります。さらには詳細に公団が起きたしましてからもっとこまかい當農設計を加えた上で最終的にきめたいと思つておりますが、今のところは從来の補助率といふもので考えておるので

○委員長(江田三郎君) 構口さんこの問題は事務当局の今の考え方だけでいいですか。あとで大臣でも出席されるときにもう一ぺんはつきりなさいますか、どうされますか。

○構口三郎君 衆議院の農地開発機械公団法案に対する付帯決議の二というものが今のが問題であります。これを拝見したのですが、「従前の基準にとらわれず、農民の実際負担能力を勘案の上、適正なる償還額を決定すること」というのは、私先ほど申し上げた根本問題である。しかし時間がないからあまり申し上げませんが、開墾作業と建設工事とは根本的に違つておる点なんですよ。終戦後緊急開拓のできましたときには全額国費でやるということだった、ところが一、二年たったときにいろいろな問題が出まして、開墾作業といふ言葉はアメリカの言葉だと思うのですが、新しく出てきた。そして建設工事というのは設計を伴つた工事だ、今も続いているが全額国費でやっておる、開墾作業といふものは工事ではないのだ、これは手労働でやって、入植者の労働力でやるものだから、その当時は開墾が進まない場合には、その労働力を全部入植者の自主的な運営によってやつて政府は入植者に交付するのだという建前だった、だからこの「従前の基準」ということは、開墾作業に対する補助金というのは、労働者が當農の余暇に自分の手で地ならしをする費用に対して國が補助をするという建前の補助規定だから、開墾をやると同時に當農の余暇に自分でその労働力をもつて生活を維持してきたという建前を、今度一反歩一万円かかるから現在で

も一円だつたのが、當農の一万円は入植者は自分たちの生活費に充ててきただ、今度その一万円を全然入植者はもう使えない、それどころではないので、借錢してきて公團に出さなければならぬから根本的に制度が変つたらそういう問題が出た、非常にむずかしい問題である、十分検討する必要があると思ふのです。

○政府委員(渡部伍良君) 開墾作業の事柄はお話しの通りであります、私どもの考えておるのは、結局今度の機械開墾は一つの試験的な意味がありまして、従来の開拓がうまくいかなかつたのは、たとえば開墾建設工事と開墾作業がマッチしないとか、あるいは開墾作業と土壤改良がマッチしない、あるいはその一つの大きな原因は手労働であるというとなかなか伸びないということもあるし、一番大きいのは金が潤沢にならないというところにあるように考へるのであります。開墾の成功の例を見ますると、結局最初に各作業、各事業の分野がマッチしてできなければならぬ、それが根本問題であると思いまして、それをまず今度の場合には確実に確保される、こういうことになります、そうすればその収益の範囲内で償還のできる限度というものを考えまして、それを考慮して補助率を考えればいい、こういう考え方があるのであり

ます。今までの申し述べた計画では、一応そういう建前から収益で少しほんとうにかかるといふところにきておりました。さらに詳細に検討すべき問題として、しかばな当初にかける金が初めから節約できないか、たとえば住宅の問題にいたしましても、当初はプロック建物といふようにことであつたのであります。ですが、それらで家屋の一部だけを貯蓄のプロック式にし、残りは営農が進んで行くに従つて直して行くといふうなことに切りかえた方面もありました。それに類する事業費の、当初の事業費の節約があるだろうし、今後研究に待つべきところは相当あると思いますので、それらはさらずに詳細に検討を加えまして、もつと余裕のある計算に直すのにはあるいは補助金を増やすなければいかぬというような点、あるいは融資の償還期限をもつと長く延ばさねばいかぬということが出てくると周知います。それらは今後の検討に待ちたいと考えております。

で入植関係でどういう計画をお立てになつておるか、詳しいことは承知するまでに至らないのであります。概してその主要なるものはさくばらんに申しますと、従来は開墾をやっておつた、今まで國が国営開墾もやっておりますが、ああいう方式ではとても私はそのマッチした入植との関連が工合よく行かぬ、こういうふうに思つてゐるが、たとえて言うと、一つをピックアップして言えば、移住家屋等は國がやはりその計画に基いて最初に建築して、そして入植者をそれに入れて参るのか、あるいはまた營農方面で、今もいろんな質問が出来ましたが、入植者の資格、どうようなものに、半年やそこらは自活をして行く実力のあるというような者を条件として入れるのかといふようない点を一つお尋ねいたします。

○政府委員(渡部伍良君) お手元に機械開墾事業概要というのが書いておりますが、その七ページがあけています。地区面積上北六千百六十八、床丹が四千六百十九で、そのうち耕地に直すのが、先ほど申し上げましたように、四千三百二十町歩、三千四百三十町歩、

こうしたことになります。それに対して入植戸数が、上北が五百四十五、床丹が二百八、増反が上北が二千二百二十五、床丹が三十九ということになっております。その次の表を見ていただきまして、そこに一戸当たり耕地は、上北で五町歩、床丹で十四、四町歩、これを一年目三町、二年目一町、三年目一町と荒起し、こういうふうに開墾を進めて行く。これが三年目から今度また本起しで回転するわけです。それ

区の事業計画及び事業費、それから一千一百円、これは全額國庫補助、付帯工事が二億二千二百萬円で、半額補助、開墾作業は六億六百万円で、一億七千三百万円が國、県が七千六百万円、農民が三億五千七百万円といふようになつております。共同施設、營農施設、これは乳牛その他、それから營農資金としてその他の資金に充てるために一千三百六十円、これはもう少し詳しく見ておきますと、二、三點伺いまして、研究いたします。

○千田正君 ちょっと二、三點伺いまして、研究いたします。まず第一点は、この機械開墾の公団はもろん世界銀行としては目標をきめてただいまの地点に当ててあるのであります

が、この内容を見ますと、実際この機械の稼働期間がほとんど一ヵ年の中の三分の二まで達しないのではないか。あといわゆる積雪期間といふもののは稼働できない。この稼働できないのにむざむざどういう優秀な機械を運せておく手がないのじやないか。この事業の内容を拝見すると、確かにこれが一応完成した後に内地に移して、さらに将来の問題になつて来ると思いますが、一応ここで先ほど問題になりました、それで話すのあります。従いまして、ただいまお話しのありました諸点につきましては、一応國の負担は従来のように考えておりませんが、金としては従来よりもだけ積雪期間にかかる費用を考慮しておこなつておられます。それで私どもこの機械開墾をやるん

だ、これはまだどこにけつこうなことであります。それが、この個々の開墾地区の積雪期間における未活動の機械をいかに有効に活用するか、これを考えてもらいたい。これが最初の事業が成

功してこれでほかの地区もまかなえうに、ことに根釧地区では、早ければ十月から五月ころまで作業ができない。この機械を開墾をやるん

だ、これはまだどこにけつこうなことではあります。それが、この個々の開墾地区の積雪期間における未活動の機械をいかに有効に活用するか、これを考えてもらいたい。これが最初の事業が成

功してこれでほかの地区もまかなえうに、ことに根釧地区では、早ければ十月から五月ころまで作業ができない。この機械を開墾をやるん

だ、これはまだどこにけつこうなことではあります。それが、この個々の開墾地区の積雪期間における未活動の機械をいかに有効に活用するか、これを考えてもらいたい。これが最初の事業が成

功してこれでほかの地区もまかなえうに、ことに根釧地区では、早ければ十月から五月ころまで作業ができない。この機械を開墾をやるん

だ、これはまだどこにけつこうなことではあります。それが、この個々の開墾地区の積雪期間における未活動の機械をいかに有効に活用するか、これを考えてもらいたい。これが最初の事業が成

功してこれでほかの地区もまかなえうに、ことに根釧地区では、早ければ十月から五月ころまで作業ができない。この機械を開墾をやるん

だ、これはまだどこにけつこうなことではあります。それが、この個々の開墾地区の積雪期間における未活動の機械をいかに有効に活用するか、これを考えてもらいたい。これが最初の事業が成

功してこれでほかの地区もまかなえうに、ことに根釧地区では、早ければ十月から五月ころまで作業ができない。この機械を開墾をやるん



これは従来の開墾地なりあるいは今は後米麦におきましては主として増反だとおっしゃつたのですが、そういう土地につきましてもやはり同じようなことが考えられると思うのです。だから新しい開墾地で成功すれば、そういう成功した要素というものは従来の土地の中にはやはりそれを持ち込んでいく。ただ開墾の最初のくわの入れ方だけの違いということはあるても、そういうふうに私も古いものと新しいものとびたつと二つに分けてしまわないでやはりやっていてほしいと思う。そうしないと、何が今までの所が非常に古いこれは農業をやって、そうして新しいこういう機械化をやる所だけが開墾方式も新しいが、その後における経営も何か近代的で多角化していくのだが、そんなばかな差別をつけられては大へんだと思う。こういう点も一つ加味して、これは十分検討してほしい。それから愛知用水も一緒にやっていくわけですか。

と締め切っておりませんから……たとえば別海村の村長さんの意見とか、現地の中村さんの意見を聞いてみますと、どうしても政府の金だけでやつたんでは絶対に成功しない、やはり自口資金がある程度なければならぬ、といふことが言われております。私どもの今の考えは大体そちらであります。

○政府委員(渡部伍良君) 住宅建設の金なんかも入っておるわけですか。金なんではとこちらで貰すことにしておりますけれども、やはり交通費や賃費などいろいろと手直し、そういうものを持っていないと安心ならないというような表現だつたんですね。これは余談でありますから、この前の、今度かわりましたが別海の村長さんが、昭和四年に入植したのですが、そのとき一万円持つて行つたというのです。今の金にしますと四、五百万円になりますが、要するに入植の秘訣は、全部国に頼つておるというのではなくして、最も追われ追われになるので、ある程度自分の金をふところに入れて政府の金がくるまでのつなぎもうまくできる、そういうことがなければ成功がむずかしいということをくれぐれも言われておりますが、そういう金までも私どもの方でめんどうを見るということはできませんが、まあペイロット・チームでありますから、一つの試験でありますから、相当希望者があるし、試験だからある程度金を持っておる人、それから能力のある人から選択していくということはやむを得ないのでないかと考えております。

字でなしへ、現地の経験者の体験から割り出した数字というのだから、大体安心してよからうと思うのですが、それによってまあこういう金というものは三十万円要るというところには、もつと倍くらいなければできぬというのが今までの実情なんにして、三十万ないし五十五万と言つたってそういう話を聞いているとやはり五十万ないし百万といふことになるのではないかということになつてきて、そういうところからおのずからこの入植者というものが非常に制約を受けるわけです。いかにペイロット・ファームが何が知りませんけれども、そういう相当まとまつた自己資金がなければ入れぬということについて、あなたの方ではそれでいいとお考えになつてゐるのですか。ほかに方法はないということなんですか。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方としてはそういう心配なしに入植をさせたいと思っておりますが、従来の例から、これは役所の恥になりますが、いろいろな金の、政府が出すべき金、あるいは開拓者資金融通で融通すべき金等についてもいろいろ不手ぎわが出てきますので、そういう点をカバーするためにはやはり既入植者の意見なり、先ほど申し上げましたような愛知県の入植選考の例等から見まして、そういう程度の自己資金を準備していくなどことが望ましいのじゃないか、こういうふうに考えております。

○委員長(江田三郎君) それからこれは別途、あれは何と言ひうのですか、開発青年隊みたいな何とかいう名前があるわけですが、あのものと今度の開発機械公団というもののとのつながりと

○政府委員(渡部伍良君) いろいろ考へておられませんか。

合には、農村建設青年隊の優秀なる者をピックアップしてそれに使つた方がいいのじゃないかというふうな考え方を持っています。その中には新しく入植したいというものが相当ありますから、そういう希望等を見て、農村建設青年隊の中から相当数を選考するとも一応考慮に入れております。

○委員長(江田三郎君) それからもう一つお尋ねしたいのは、先ほど千田委員の方から、機械を移動して稼働率を高めるというお話をありましたが、それについてあなたの方でもその点考え方いくのだということですが、この機械というものは相当重量機械があるわけで、一体たとえば上北に入つておる機械を、北海道へ持つてくるというのは別にして、上北に入つておる機械を岩手の方へ持つていくというようなことは、今の道路なりその他でやすやすとできることなんですか、どうなんですか。

○政府委員(渡部伍良君) いろいろ御質問はあると思いますが、大体午前中はこの程度にしておきまして、午後まで二十一トーンで、運搬は可能であると思ひます。

続行したいと思いますが、大体午後は朝お打ち合せいたしましたように、必ず自作農の方を先に片づけて、できるならば討論採決にもつていて、そちらでしてまたこの公団の方へ返つていきなさい。そうして公団の方はできればきちう少々おそくなりましても、事務的な質問をきょう中にできることならやって、そうしてあと理事会を開きますかどういう措置をとりますか、主たる問題点だけをピックアップしまして、これはあすの午前中に関係大臣にそれぞれ質問をしていただくということ、それから付帯決議につきましてはお配りしましたように、衆議院のは相当広範なものがついておりますが、これについてどうするかといふことも理事会、あるいはその他の方法によって御協議していきたい、こういうふうに考えておりますから、さよう御了承を願いたいと思います。

びに修正提案者の御出席がございませんので、もしこの両法案を議題にしておる間に、それらの諸君が御出席になりましたら、議事の順序を変更いたしまして、また自作農の方へ返ることにいたしますから御了承お願ひいたし

○森八三一君 すでに委員会でしはし  
ば論議せられたことあります、特  
にこの事業を円満に、計画通り完成せ  
しめていきまさるためには、何といつ  
てもダム建設の地元における水没措置  
を初めとして、残るるとの村作りとい  
うものについて、完全な了解が成立す  
るということがきわめて大切な条件で  
あり内容になると思います。農林当局  
では、このことなどについて十分公団を指  
導せられまして、遺憾なき期を期すると  
いうことであり、その一つの例として、  
大臣のお話によりますれば、佐久間ダ  
ムの建設という前例がありますので、  
そういうような前例に基いて措置をし  
たいというようなお話をあつたのであ  
ります。そこで、佐久間ダムの前例と  
いうものを非常に狭く考えて参ります  
と、具体的に示されている数額がそれ  
に当つてくるというよりも理解し得  
るのであり、さらにその趣旨を広く解  
釈して参りますれば、ああいうものを  
一つの例として、最近の経済事情とい  
うものを織り込んで考えていくんだと  
いうようにも聞えるのであります。お  
そらく農林当局も、特に大臣の御発言  
は、佐久間ダム建設の場合を例として、  
実態に即するよう考えていくといふ  
御趣旨と思いますが、そういうような  
点について何かお考えがありますす

ば、誠意をもって善処するという内容について、地元の安心するようなことをことでお示しいただきますれば、この仕事を進めていくのには非常にアラスになると思いますので、そういうことにについて最初にお伺いをいたしたいと思います。特に私がつけ加えて考えていただきたいと思いまことは、まあ、端的な表現で申しますれば、水没する被災者の諸君は、一応公団なり、政府なり、地元の諸君の協力を得て居住の地を求めていくと思いますが、えと、残りました村が相当規模も縮小されます等のために、残った村の経営というものが非常に困難に逢ずるというような事態が忘れがちになる例が過去においては多かったと思うのですが、どういうようなことがありますか、そういうことを考えておるかということをあわせてまずもつてお伺いいたしたいと思います。

いろいろなこと等につきまして、その土地に適する、たとえば現在地元でぱつぱつ話が出ておりますのは、もと乳牛を導入して、有畜農の確立をばかりたいというような話をされておりませんが、そういう点については、今後さらに具体的にそういう事業が果し十分努力をいたすつもりであります。

○森八三一君　ただいまのお話は抽象的には十分了解し得るのでございますが、具体的に佐久間ダムの例が強く浮んで参りますと、その当時の物価の關係と、ただいまの物価の關係とは相違をいたしておりますし、私の承わっているところでは、佐久間ダムの場合は、たとえて申しますと、農地水田の場合は一反歩は大体三十万程度でその当時は双方の了解が成立した。ところが現在王滝その他の地域における実際の売買等に現われている同様の取引金額は四十万ないし五十万というような実態が存在しているということでありますので、今のお話はさような事情を加味して十分納得のいくようにつ取りまとめていきたいという趣旨であると了解をいたしますので、そういうように御处置をいただきたいと存じます。希望を申し上げておきたいと思います。

それからこれも再三四論議せられた点でございますが、特に溝口委員からしばしば指摘されたのでござりますが、今度の地元負担の關係が各受益事業別に考えますと、特に農民の負担が過重になつてくる、ことに他の同様の開墾開拓等に比べて今回のものは非常に重くなつてきている、それでは一定

の期間内に生ずるであろう利益をもつて償還をしていくことが非常に困難になる、ただ工事の上でもつて計算してくれば、それだけのものを償還せしむなければ一定期間内に収支が成立しなければならないということになりましようけれども、それが下の方から逆に計算していくといふと、償還が非常に過重であるということとで、事業の進展を途中では止まらうといふようなことになる原因があります。さらにはそれぞれの工事の着手についても非常な支障を来たすのであります。ですが、こういう点についてはおなしになつて、計画の内容について十分検討して、ほんとうに農民の生ずるであろう利益から逆算をして、償還し得る限度が限界線であるといふような処置を願い得ると考えておりますが、そういう再検討をお考えになるかどうか、同時に考える場合には、今申し上げましたような、この工事によって生ずる利益というものを基礎にして考えていくという方針をおとり願い得ると思いますが、その辺はいかがでございましょうか。

えは開田あるいは田畠灌漑の場合に一千四百三十円というものがあり、そこにはかかる年反当三千七十円といふものがまた場合によつては出てくるわけである。そういうのがそのままのところの収益といふのはどういう見方をしておられるのか、収益を見るときにはたとえば農家の労働賃金といふようなものをおいて計算をして出しておられるのか、その点どうですか。

○説明員(和田栄太郎君) 労力の計算はその地方の雇用労力をとつております。

○委員長(江田三郎君) これは今までたとえば米価審議会におきましても、この労力をどう算定するかといふことがいろいろ問題になつてゐるんですが、これは何しろ今後長い期間にわたつての償還をしていかなきやならぬのでありますて、従つてこの収益といふものも、あるいはそれに開通しての労力といふものも相当長い期間で見ていかなきやならぬのですが、たゞいまば現在の米価審議会においても現在の農村の雇用労働賃金では低過ぎる、これをえなきやならぬというようなことが、言われておるときに十年先、十五年先もその現在低過ぎておるといつて問題になつてゐる労力といふものを入れた収益の計算といふことになりますと、いつまでも農民を非常な奴隸的な地位につなぎとめるという点になるわけですが、そういう点はそうお考えになりますか。

○政府委員(渡部伍良君) お話をように、この事業は建設は六年でありますが、償還は二十数年にわたつてやるものであります。その間の経済変動をどう

見るかという点であります。これは一応現在の状況が続るものということとで計算せざるを得なかつたのであります。しかし異常な経済変動が起つてくるといふことになりますれば、その間において調整を加える必要も起つてくるかと思いますが、事業をスタートする段階におきましては、ほかの国営その他の地区でやつてゐる例に従つていいる次第であります。

は九千五百円とすることにはじめてあります。けれども、しかしながら今後一休供の際価格といふものがどんどん下向いていくときに、これが一体どこまで維持できるかということが問題になるわけです。ところが片の方において工業用水の場合、あるいは電気料金の場合には、今度は特に工業用水の場合なんかに逆に工業用水といふものの価値が高いもの非常に高くなつてくるわけなんだから、そこで今ただ所要経費から見たアロケーションという從来のやり方といふものは、この辺で一つ再検討しなきゃならぬという段階に来てゐるんじゃないかな。それについては農林大臣も、あるいは經濟企画庁長官もそんじることは考へたまゝならぬということを言つてゐるわけなんです。ところが、もうそういうようなことを言つておる半面において、肝心の農林省事務当局は雇用労賃といふものでくぎづけをしていく、将来經濟界に異常な変動がない限りはこれでいくといふ考え方では、大臣あたりの答弁とは非常にずれたことになると私は思うのです。重ねてその点をお伺いしたい。

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど申し上げましたように、長期の予測を今からすることはできないので、現在の総合開発に対する、各事業に対する費用のアロケーションの政令には途中で物価その他の經濟事情の変動があつた場合に対処するよう直さなければいけない、こういうことが先般來各大臣のお答弁になつておるという点であると思います。ただいま農林の所管に関連して申

上昇しているのは、スタートのときの問題でありまして、これも農産物の価格が下落する、一方で工業生産の価格が維持あるいは上っていくというようなことになれば、変更考慮、調整を考慮せなければならぬ場合も出てくると思いますが、現在ここに掲げておりますのは雇用労賃をもとにしまして、反当純収益の増加を見まして、それに各種類の水の利用の田畠の年償還額と比べますと、一応相当の余裕を計算上見しておりますので、この計算でスタートしていきたいと思います。お話をたとえば、農産物の価格の労賃計算をどういうふうに見るのが最も正しいかということがきまりますれば、それに応じて訂正をしていかなければならないと思いますが、現在の計画では、とにかくにも反当増加純収益といふものと反当年償還額との間にある程度の余裕が計算されますので、これでスタートしたい、こういうふうに考えております。

いろいろは通常のことなんです。すぐ百円といふたらこれは大へんな金でありますて、せんだって私どもが愛知田水地区へ行つて受益地区的村長さんに聞いたら、まあ反当二千円ぐらいだよと思つておりますといふようなことなんです。そこへ持ってきて五千五百円でして、さうに一体これよりも大きくなるということは絶対ないものかどうか。

それからどのほかにこの末端までのいろんな小さい工事等がありますが、そういうものを全部こわに合ますと一千おつて、もうとにかく少くとも償還額としてはこれに加わるものは何らない、絶対にないことが言い切れるとするものかどうか。かりに言い切れるとしてもその点を地元農民としては納得しているのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(渡部伍良君) 開田開畠につきましては、この備考で書いている部分はいわゆる開墾作業費でありまして、これは希望に対して、希望があれば融資もしようというのであります。その場合には、いわゆる開墾作業費としての費用の年償還額が三千七十円になる、こういうことであります。従いましてこの開田開畠の場合には水利の費用のみならず、全部の費用が入つておるのであります。私の方の計算ではこれは十分分見てある、こういうふうに考えております。

なお最初に御注意がありました、えとして当初予定より費用がふくれると

はわれわれも計画のときに十分注意いたしまして、こういろいろに今までの事業と違つて、国管、県管、団体管、末端まで一挙にやる場合でありますから、初めから予定している金額よりも実際やつてみると見えるということは非常に農家に対する影響が悪いといふことを考えまして、愛知用水事業の今体の事業費には相当大きい予備費を組んでおるのであります。二十五億円込んでおります。これは從来に比べて見過ぎるじゃないかという意見もあつたのであります。それで一応負担を出したおいて、実際にはできるだけ節減して最後に締めくくって清算した場合に何がしかの当初の予定よりも負担が減つたという印象を与える方がいいじゃないかというつもりでやっておるであります。そういう考慮を払つておるのであります。実際にやってみてどうなりますか。私の方では初めて小さいくつて、あとでふくれることは絶対困る、あとから減つていくことに努力した方がいいと、こういう考え方でやつております。

そこで本法案につきましては、去る五月二十六日提案理由の説明を聞いたのであります。昨日衆議院において修正議決されて本院に送付、当委員会に本付託となつております。直ちに質疑に入ることにいたします。

○亀田得治君 本案は衆議院で原案が修正され送られてきたわけですが、これの点に対する政府の考え方を、まず修正に対する同意をされておるのかどうか、こういう点についての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉川久衛君) ただいまの御質問の点については、同意をいたしました。

○亀田得治君 なほこの衆議院の修正

について同意をしておるといいます

と、修正の一一番大きな点は、第二条の農地を抵当に微するということを削除

されておる点であると考えます。従い

ましてこの点を第二条から削除することに同意されたのであれば、第三条の第三項第三号に「当該貸付金を担保す

るため設定された抵当権の目的たる農

地又は採草放牧地につき、借受人が耕

作又は養畜の事業をやめたとき。」つま

り抵当にとった土地を何かほかの目的

にその金を借りた人が使い始めた、そ

ういう場合には、償還期限がこなくて

も金を返さなければならぬ、こうい

う趣旨の規定がここに入つておるわけ

ですが、第二条において、抵当権とい

う問題を削除した以上は、衆議院にお

いてこれは当然この項をも削除してく

べきだと私どもは考えるわけなんであ

ります。そういう点について実は疑問があ

りましたので、先ほど衆議院の修正案

を出した諸君並びにその修正案に賛成

された各党の人たちの御意見を聞いた

ところ、実はそれは手ぬかりであった

といふことでありまするので、私は修

正に同意されておる政府当局として

も、この第三条第三項の第二号こうい

うものを削除してしまう、こういふと

とじついてもおそらく同意意見であろう

と思います。ただし、この本来第三

条の第二項とか第三項は公庫の業務

規定においても実はこれは明らかにさ

れておるはずです。そういう点から言

いますと、私は単に第三項だけではなく、第二項も第三項の各号をもこれは

全部不要であると実は考えておるので

す。そういうふうな感じがするのですが、この点政府の方の一つ考え方を

ちょっとお尋ねりたい。

○政府委員(吉川久衛君) 政府もその

よう考えております。

○亀田得治君 まあそれでは大体その

番大事な点は終りましたし、これは担

保がとれてしまつますと、大体これは

しましては、修正提案者の各位のお考

えのように措置すべきものと考えてお

ります。

○亀田得治君 それで大体聞きたい一

点では意見が一致しておりますから

けつこうですが、そこで第二条並びに

第三条において、そういう抵当をとる

というものを削除したこの修正提案者

並びにそれに同意をした各党の人々の

二十億ですね。これは私は非常に農村

の今の実情から見たら足らぬと思

う。こういう点、どういふうにお考

えになつておりますか。

○政府委員(吉川久衛君) 御指摘の通

りでございまして、農林省は当初大蔵

省に三十五億を要求したのでございま

すが、予算編成の都合で遺憾ながら二

三十万といふようなものは必要ではない

が、まあごく少いものでやっぱり二、

三、四百萬の必要性によりまして多い

ものが、少いものがあるかと思いま

す。まあ、この程度まで行きますか。

○説明員(立川宗保君) これは一二、

二、三十万が限度というの

は、それ以下はどうなるのですか、ど

ういうふうな工合に考えておりま

す。一戸当たりございます。

○亀田得治君 私はこれは休会になつ

てから、また来年度の予算のことはい

うふう意見を出すということになつて

あります、今年度はもつとこれに対

する手当ができるように一つこれを考

えてほしいと思うが、それはどういふ

うふう心がえでしようか。

○政府委員(吉川久衛君) もつと増額

ものがここにあるために、今度は業務

二、三、四の各号の中で四号が圧倒的

と云ふことになります。その点需要もそこ

が圧倒的に多いのでありますので、過

去のいろいろな調査を基礎にいたしま

してわれわれが今腹づもりをいたして

おりますのは、第四号の資金が大体八

億といふふうになつてゐるが、この点

は多うございます。その点需要もそこ

が圧倒的に多いのでありますので、過

去のいろいろな調査を基礎にいたしま

してわれわれが今腹づもりをいたして

あります。ただしかし、この本来第

三号の第二項とか第三項は公庫の業務

規定においても実はこれは明らかにさ

れておるはずです。そういう点から言

いますと、私は単に第三項だけではなく、第二項も第三項の各号をもこれは

全部不要であると実は考えておるので

す。そういうふうな感じがするのですが、この点政府の方の一つ考え方を

ちょっとお尋ねりたい。

○政府委員(吉川久衛君) おっしゃる

通りだと思います。そこで政府といた

しましては、修正提案者の各位のお考

えのように措置すべきものと考えてお

ります。

○亀田得治君 まあそれでは大体その

よう考えております。

○亀田得治君 まあそれでは大体その

よう考えております。</p

1

○鶴田得治君 この安定計画を知事が承認するしないといふ点について、非常に嚴重にこれは考えますと、そこが一つの関所になつてしまつて、なかなかか出してやるべき考え方出ないといふことが起きかねないと想うのです。今、政務次官の御意見では非常に軽いような意味にこれを言われたのですが、これはしかしこの法律だけでは各府県の知事のとりようといふものはいろいろあらうと思うのです。ことに農地担保という点が法文上から取れた、そうするとここが重點だと、全部おれの方にもうかかってきているのだといふうなことになつてきますと、なかなかこの貸し出しが実際上むずかしくなつてくる点もあるらと思うのです。だから、これはせつかく二分の一、合計約五百万ほどの補助金を出すわけでありますから、そういう点についてのやはり指導といいますか、の点を誤まらぬよう私はやってもらいたいと思うのですが、これはもうただ金だけ出して適當にやっておく、そういうことでいいでしょうかね。

○政府委員(吉川久衛君) これは行政上の問題になつて参りますので、たしかに御指摘のようには誤まって解釈されますが、全く御指摘のような結果が生まれてくると思いますので、その法の運用、この事業の運営については、十分あやまちのないように行政上の指導をいたしたいと思います。

ですが、どうしても金というものは返ってくるということを出した方としては期待するわけです。ことに公庫等を通じてやれば、どうしても実際に事務を取扱う人はそういう考え方でやる。しかし初めから返ってこなくてもいいというわけに行かない。法律としてもこれは十分返ってくることを期待した条文の書き方になつておるわけです。そこいらの手加減ですね。たとえば甲乙二人ある。必要性からみると、甲の方は非常に大きい必要性を持つておる。こっちの方は必要性は実に迫つてかかるのだが、償還能力に幾らか不安がある。こういう場合には一体どういうふうに御判断なさるのですか。一番まずかしい点なんですがね、ここは。  
○政府委員(吉川久蔵君) 貸し付けた金の返ることは、初めから終りまで期待はいたしております。しかしながら先ほども申し上げましたように、一般の市中銀行と違いまして、指導金融でございまますから、返せるような管農指導をいたしまして、それから不時の災害等が生じた場合には、条件を緩和いたしますとかいろいろいたしまして、その点は無理のないようになります。

んそういう場合も入る。高利貸にいはめられて困つておるといふうに解説したいわけなんですが、これはそのよう位解釈してよいでしょうか。

○政府委員(吉川久蔵君) 本法の精神が自作農の維持育成でござりますから、お話を通りでござります。

○亀田得治君 それから第二条の第一項第四号の「その他省令で定めるやむを得ない理由により」これは何が省令案はまだきておらないですか。下きておればちよと読んでもらいたいのです。あるいは成父でなくとも、項目だけでも結構ですから。

○説明員(立川宗保君) ここ第二条の第四号の「その他省令で定める」云々、これは大体金を借りて負債に悩んでいる場合を考えておるのであります。それがその理由といいたしまして、この四号に書いてあります病気になつた、あるいは負傷をした、災害を受けた、これら金を借りて、それで弱つておる。ということでとにかく一へん高利貸等から金を必要とする場合、こういう理由で資金を必要とする場合、こういう規定をいたそうかと考えております。

○亀田得治君 「その他省令」というやつが、高利貸といふことが最大の内容だといふようななれですから、もしそれならば、病気とか、災害とか、負傷と同じように具体的に書いた方が、非常に農民の方ははつきりして喜ぶと思ふのですが、それは工合が悪いですか。

は、今申し上げましたような病氣、負傷、災害というようなものを原因とされる負債だということをとりあえずは考えております。

○長谷山行毅君　ただいまの亀田委員との質疑の際に、政務次官から、この第三条の第三項は二条の修正によって農地担保の点をやめる、それに関連してとの三條の三項は当然削除されるべきでないかという、むしろ削除しなかつたことは手落ちではなかつたかといふ亀田委員の御発問に対しまして、その通りだといふふうなお答えがあつたとあります。その点は確かにそうであるかという点が一点と、それからその際の亀田委員の御発言に、この三条の二項、三項も必要がないようと思ひますが、どうかと云ふふうな御答弁のように聞いておりますが、その点をはつきりとあつたのであります、それを全部引きくるめて政務次官は同感でありますといふふうな御答弁のように聞いたのであります。その点をはつきりと一つお答え願いたいと思います。

○政府委員(吉川久衛君)　長谷山委員のただいまの前段については、亀田委員にお答えした通りでござります。それから後段の二項、三項の問題につきましては、こまがい点にわたりますので、管理部長の方からかわってお答えさせます。

○説明員(立川宗保君)　お許しが得ますとして、少し技術的な問題になりますので、それから後段の二項、三項の問題につきましては、こまがい点にわたりますので、管理部長の方からかわってお答えさせます。

もともとこの第三条の二項、三項の規定は、法律に規定をしないでも公庫の業務方略書で十分規定のできる事項であったのでござります。ところが本法の原案は、農地を抵当にとるという

ことが条件でございます。で農地を借りて、  
当にとります場合には、この第三条  
二項、三項という趣旨の内容を、抵当  
にされました農地の登記の内容に書  
なければならぬ事項になっておりま  
す。これは割賦償還及び繰り上げ償  
還の規定でござりますので、それは抵当  
になつた農地に登記をしなければな  
いことになるわけでございます。一  
ころが従つて一々の農地に登記を一  
一つやるというのは非常にわざらわ  
いものでありますので、法律で一般的  
に書いてしまひまして、こういう農地  
を抵当とする貸付には、当然割賦償還  
繰り上げ償還の事項がかかる、従つて  
それを承知の上で取引をなさいと、こ  
ういう意味で法律の上でわざわざ規定  
をしたということでございます。とい  
ふが衆議院の修正で農地の抵当権が生  
じましたために、これは特別に法律に  
書いておく理由がなくなつてしまひ  
したので、これはその必要があれば、  
その場合に業務方法書で適宜に規定を  
するといふ本来の原則に返るべきもの  
になつたわけでございます。そこで、  
もう一べん簡単に申し上げますと、こ  
れは法律の条文整理上のいわば不十分  
さといふようなことになりましたもの  
ですから、先ほど畠田委員の御指摘が  
ございまして、これはなるほどその通  
り、その条文整理上落ちておるのが当然  
のことである。かような趣旨で申し  
上げたわけでございます。





し支えがないのだから、そういう含みのある言葉でなしここではつきりせられた方がいいじゃないですか。

〔委員長退席、理事三浦辰雄君着席〕

○政府委員(渡部伍良君) 私誤解しておったので、いわゆる総合開発、企画院でやつてある総合開発……私の方で取り上げたのはこの次は八郎潟、それから根釣の機械開墾の拡張、上北に引き続いて九戸の機械開墾、そういうもの次の議題として研究しております。

○重政庸徳君 島根の宍道湖を調査にかかっておるのじゃないですか。もちろん今目標として取り上げているからといって、これを必ずしも今発表せられたから全部しなければならぬというところで条件がつくのじゃないのです。

私の知っている範囲では、宍道湖も調査にかかるておるのじゃないですか。

○政府委員(渡部伍良君) この新しく大規模に国営級以上で取り上げなければならぬ所は、もちろん宍道湖も調査をしております。そのほかにも長崎干拓もありますし、吉野川流域もありますし、それは調査を始めて、あるいはこれから着手しようという地域はたくさんあります、先ほど申し上げたのはすぐ続いてやればやれるのじゃないか。宍道湖などは来年からさらにもう少し突き進んで直轄調査をやりたい、こういうふうに思つておりますが、そういう地区はまだたくさんあります。

○秋山俊一郎君 今お話しのうちにありましたのですが、長崎干拓、いわゆる有明海の干拓ですが、これもヤンセン氏が来て視察して帰ったわけですが、これらも地元で非常に大きな期待を持っておるわけあります。どの程

度まで調査をされたのか、御存じでしたらお伺いしたい。

○政府委員(渡部伍良君) 有明の干拓については二つの案がありまして、長崎、佐賀の地先を開じる案と、それから根釣の機械開墾の拡張、上北に引き続いて九戸の機械開墾、そういうものを次の議題として研究しております。

○東隆君 私はこの愛知用水公團法案と、それから農地開発機械公團法案、この二つを一括して、まあ愛知用水の方にはあまり関係はないと思しますが、機械公團の方で十分に考えなければならない問題があると思います。

これは青森県の場合にも北海道の場合にも考被されるわけですが、この機械公團によって開くのは、これは農地の開發でありまして、従つて今まで個人の農家が入地してそうして開発をすることが容易でなかったものを機械によつて容易に開発をし、そこに人を入れる、こういうことになろうと考被ます。

従つてこれだけでりっぱな成績が上がるとは考被られぬ。これにかかるのに非

常に大きな文化的な、農村文化を建設する方面的の各種の条件がこれに加わらなければ、青森の場合も、北海道の場合も私は目的を達しないと思う。従つて現地とこれは十分な関係を持つて、

そうして文部省であるとか、あるいは厚生省関係であるとか、そういうよう

な方面にこれはよほど連繋をとつていい

○田中喜一君 私は愛知用水の問題につきまして、きわめて常識的な質問をいたしますが、そのまま取れば下流の用

水を悪影響を及ぼすから、牧尾橋にダムを作つて約六千万トンの水をためて置き、必要な場合に出すのだ、こうい

う御計画が骨子であると思う、そこで

常時、ことに渴水時ですね、水の要る

ときが渴水時になるなんなります

が、また一日の必要量毎秒三十トン余りませんで、そのまま取れば下流の用

水を使つては流し、使つては流し、順

次順送りに行くわけあります。そこ

で、そういうふうな場合に、愛知用水

そこで木曽川には、われわれ現地視察をしまして印象を新たにしたわけであ

りますが、十数個の発電所がございま

うといふ状態であります。おそらく

渴水時にはこのダムなかりせば愛知用水が五十六トンこう推定しております。

○田中喜一君 今七十トン以上流れています所から、ほしいお見込みの水

量が六十トン、こういう大きっぽな数字になるのであります。あの木曾川といえどもほとんど水はのんでしま

うといふ状態であります。おそらく

渴水時にはこのダムなかりせば愛知用水が五十六トンこう推定しております。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方では

来年度ということに考被しております。

○田中喜一君 私は愛知用水の問題につきまして、きわめて常識的な質問をいたしますが、そのまま取れば下流の用

水を悪影響を及ぼすから、牧尾橋にダムを作つて約六千万トンの水をためて置き、必要な場合に出すのだ、こうい

う御計画が骨子であると思う、そこで

常時、ことに渴水時ですね、水の要る

ときが渴水時になるなんなります

が、また一日の必要量毎秒三十トン余りませんで、そのまま取れば下流の用

水を使つては流し、使つては流し、順

次順送りに行くわけあります。そこ

で、そういうふうな場合に、愛知用水

そこで木曽川には、われわれ現地視察をしまして印象を新たにしたわけであ

りますが、十数個の発電所がございま

うといふ状態であります。おそらく

渴水時にはこのダムなかりせば愛知用水が五十六トンこう推定しております。

○田中喜一君 今七十トン以上流れています所から、ほしいお見込みの水

量が六十トン、こういう大きっぽな数字になるのであります。あの木曾川といえどもほとんど水はのんでしま

うといふ状態であります。おそらく

渴水時にはこのダムなかりせば愛知用水が五十六トンこう推定しております。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方では

来年度ということに考被しております。

○田中喜一君 私は愛知用水の問題につきまして、きわめて常識的な質問をいたしますが、そのまま取れば下流の用

水を悪影響を及ぼすから、牧尾橋にダムを作つて約六千万トンの水をためて置き、必要な場合に出すのだ、こうい

う御計画が骨子であると思う、そこで

常時、ことに渴水時ですね、水の要る

ときが渴水時になるなんなります

が、また一日の必要量毎秒三十トン余りませんで、そのまま取れば下流の用

水を使つては流し、使つては流し、順

次順送りに行くわけあります。そこ

で、そういうふうな場合に、愛知用水

そこで木曽川には、われわれ現地視察をしまして印象を新たにしたわけであ

りますが、十数個の発電所がございま

うといふ状態であります。おそらく

渴水時にはこのダムなかりせば愛知用水が五十六トンこう推定しております。

○田中喜一君 今七十トン以上流れています所から、ほしいお見込みの水

量が六十トン、こういう大きっぽな数字になるのであります。あの木曾川といえどもほとんど水はのんでしま

うといふ状態であります。おそらく

込み式発電所でありまして、水の多い場合には、その堰堤を横溢して順次下に下つておる。従いまして、牧尾橋で放流した水がむだにならないか、どういうような御質問と思ひますが、あそこの発電所は、牧尾橋でもつて放流した水が、豊水期には一部オーバーアップしますが、大部分のものは発電所の隧道を通りまして、発電機を通して下流の発電力になる。そういうふうな経過をたどり、さらに下流に行きますといふと、貯水池がありますので、そこで貯水をされます。最下流の兼山のダムサイトでは、豊水期を除きまして満水ということがほとんどございません。従いましてそこで貯溜されました水は兼山堰堤付近に設置されますところの取り入れ口を通りまして灌漑用水並びに上水道、工業用水として取り入れられることになります。

す。百姓が見ますと、そらはいうものの、うまいこと届くかなあと、あるいは届き過ぎて足らぬときが出てきたりますが、その辺の発電所との調整關係とでも申しますか、というものは、何か電気関係の方と十分な協定が結ばれる御用意があるのでございますが、その辺も一つお伺いいたします。

○説明員(清野保君) 水の管理につきましては関西電力の方と目下打ち合せ中でございます。御承知のように関西電力では管下の電力を押えておりまして、木曽川筋にも一つの給電指令所がござります。そこで電力をどう発電させるかということについていろいろやっておりますが、それと同じようにその給電指令所とタイアップしながら水を落して行く、上流の流れ込み式発電所で丸山以下の下流の貯水池にたまりました場合の問題等につきましては、従来の流れ込み式の発電所を出てきた水がいかに分けられるかといふ点につきまして、関西電力といいろいろ打ち合せの結果、妥当なる方法でもって水をとる、大体現在のところ放流後七時間でもって兼山に参る、こう予想しておられます。七時間後に水をとる、なまして打ち合せをしてございます。それを簡単に御説明申し上げますといふと、兼山取入口の地点では、牧橋ダムからの貯留分に限り、そうしてそのお、関西電力の要求もありましたので、通産省と農林省と水の使用方法につきております。七時間後に水をとる、なまして打ち合せをしてございます。そういう一つの大好きな原則と、兼山発電所で非常な洪水があつて発電所の壩

堤をオーバー・アップした場合は、そのオーバー・アップした量の中で隧道の最大通水量の範囲内でとるといううに、そのほかいろいろございますが、貯留の放流取り入れに關するそういうような打ち合せ並びに牧尾橋の堰堤の貯留につきましては下流の水利に支障を与えないようやる。なおまた、貯留の原則とかあるいは取水の原則につきましても、これは変更しないのだ、もし変更をするような場合には、通産省、農林省の協議が必要だといふような規定もついております。要するに、農林省といたしましては、下流の水利に支障を与えないというようなことを大原則といたしまして、これについて想定を終り、なおまた、具体的な水の管理につきましては、将来堰堤操作規程あるいは兼山取入口の取水に關する規程あるいは兼山取入口の取水に關する規程を関係方面と協議の上決定いたしたいと考えております。

こういうお考えのように拝承するのではありませんが、しかし、じんだ踏んでせがまれて、水が通るものなら通してやれというような気にも、これはお互いいの百姓でもそのときの立場でわれわれもどちらにもふらふら実はするのであります。そこであとの愛知用水の水源というものは、今のような操作をされて計画的に灌溉をされるのであります。熱情から見まして、果して本当に計画通り取水口の所で守れるかどうか、計画のうちから守れるかどうかと言つちやこれは話にならぬけれども、実際百姓というのはそういうものなんですね。多ければみのがさつけて出て行くと少くともみのがさつけて出て行くといふのでありますから、私はそういうふうで育った人間なのでありますから、少々の役人ぐらいは放り出してしまってそれきりなんです。場合によつては水量計ぐらい適當にかけて置くくらいの愛知用水といふのはどうやつて三十トンずつ出して二十日間しかもたないといふものだが、実際の実情といふものはうまい工合にあんぱいして行きさえすれば、そうみのがさつけて水よこせと押し寄せる者はないか、これはそこら辺はどういう見当なんですか。これは計画局長はいろいろと御苦心しておられるごとと思いますから、お伺いいたします。

ございます。それからダムの有効キャパシティは六千三百万トンでござりますが、放流開始は今までの雨量記録から申しますと、三月にため始めまして五月一ぱいに必ず満水ということになつておられます。それからこの六千三百万トンの放流を開始するわけであります、灌漑期間中にも降雨がございまして、このほかに入つてくるわけであります。従つて単純に六千三百万トンで終るという計算でなしに、どういう常に入りながら出すということになります。そこで私たちが今までに計算しました結果を申しますと、そういうやり方をいたしまして、今までの雨量記録それから流量記録両方から水の足りよさがどうなるだろうかといふ過不足の計算をやつてみました。そうしますと最近近十カ年間では二カ年が水が足りない、ところが四十五カ年の記録で見ますと、その間に四カ年、従つて長い間を見ますと、十年に一回ぐらいい水の足りないことが起るだろとういうことが予想されるわけであります。それからその四十五年間のうちで一番水の足りなかつたのを見ますと、九日分が水が足りない。ところが稻の生育の方から考えますと、いつも水がたんぽにたまつていなければならぬといふことはございません。いろいろの作業の都合上なるべくたまつておつてくれた方が都合はよろしくござりますけれども、そうかといつて足りないときでもいつもためて置かなければならぬといふものではございません。不足のときには四国あたりで広く行われております間断灌漑をやりましたも決して収量が落ちるものではございません。そこで九日足りないということでおざい

ますから、ですから一週間分か十日分しかないということになつたときから間断灌漑を開始いたしますれば、収量の減退なしに乗り切ることができる。幸いに公団は工事を完了しましてからも施設の管理をいたすことによ定をしておりまするから、その間断灌漑等をうまく運べるものと考ておあります。

○田中啓一君 だいぶ安心をいたしましたが、なお下流の用水関係者というものは、何分にもこれは愛知用水の關係からではございませんけれども、木曽川の改修の結果、いいことではあります、水位が非常に下りまして、そろして現在すでに取り入れに困難をしておる。いわんや、とにかく上流で水を取られるということになれば、何らかの影響をこうむるであろうということで、非常に漠然ではありますけれども、深い心配をしておるというわけでござりますので、この下流の用水の取り入れに対してはこの際十分の御対策があらうと思うのであります。それ

農業方面の純益の見積りがあり大き過ぎるよう思ひますが、たとえてみますと、果樹園の灌漑など二万九千円の利益があるといふようにあります。その何十人かの実績の調査をいたしまして、それから計算をいたしたもの

○三橋八次郎君 この愛知用水の方の農業方面的純益の見積りがあり大き過ぎるよう思ひますが、たとえてみると、果樹園の灌漑なども安くなるように今後十分注意される移るよう、目下大蔵省と折衝中でございます。

○説明員(和田栄太郎君) 果樹につきましては、現にあの地区内に相当数の農家が小規模の灌漑栽培をいたしております。その何十人かの実績の調査をいたしまして、それから計算をいたしたもの

○説明員(和田栄太郎君) この発電、水稲農業の費用の振り分けをいたしましたのは、電源開発法に伴う費用の振り分けの政令がござります。これは関係各省が長い間かかつて研究いたしましたが、どういう振り分け方が合理的であるうと、これは大体利益に応じて負担をするという考え方でござります。

○飯島連次郎君 私は機械公团の方について一、二点伺いたいと思います。第十八条の業務のところを見ると、貸付ということと、それから工事をみずから行うということと、大体二つが並んでいます。そのうちの一つが、それが機械を貸し付けることが主になります。その他の二つが、それはどちら事業になるのですか、それともみずから事業を行なう方が主になるのですか、重点はどうぞお聞かせください。

○三橋八次郎君 一毛田の灌漑水補給で千七百円といふものもかなり大きいよう思ひますが、こういうようなことを申しますのは、結局この愛知用水によつて農業用水と工業用水、あるいは発電といふものを起すわけでござりますが、いつもこうのようなもの

○説明員(和田栄太郎君) これがお互にその研究をいたしておりますので、その一般方式が変りましたならば、これまでそれに従つて行くということに考へております。

○政府委員(渡部伍良君) 上北及び根鈴ではみずから開墾をするのが主になります。それから篠津では機械を貸しりません。それが主になります。

○飯島連次郎君 これは私ども多少このうい仕事の経験を大陸で持つておるのですが、こらいう仕事をやる場合に、これは一番のポイントは、機械と人との接觸をいたしまして、五時十五分くらいには、この点は問題ないと思ひますけれども、貸す場合には、人を離して機械だけを貯するといふことが、これを見ると、あるいは県に貸したりあるいは事業体に貸したりといふことですが、この点は問題ないと思ひます。

○委員長(江田三郎君) ちよと委員の方はただいま自衛隊法の討論が始まつておりますが、その研究をやつておるその見通しは、現在よりも安くなるような傾向

○飯島連次郎君 まあ両様あると、そろするところの最初アメリカから入つて記名採決だらうと思ひますから、お会合には機械に人をつけてやるわけでもござりますが、高くなるような傾向でござります。

○説明員(和田栄太郎君) これはお互に、分担金だけが農家の方が非常に高くなるというのが、過去の実績にあるの

方が負担が軽くなるように努力を現にいたしておりますし、将来も努力を続

けます。

○政府委員(渡部伍良君) 原則としてオペレーターをつけて貸すということになります。

○飯島連次郎君 そうするとアメリカから機械について来た技術者といふものは、これは必要最小限度の期間に限

られています。それで、これらはも

うだれが見てもわかつておることでござります。

○三橋八次郎君 今研究をしておると

どうも少し高過ぎるのではないかと思ひますけれども、全部平均しての

高、果樹も何も入れまして七千なんばかりではないところで堰堤を作り

まして、下流の用水を一気に取り入れるという計画をいたしております。そ

れの取り入れ堰堤の模型実験もすでに終つております。今年から実施設計に

まして、下流の用水を一気に取り入れるという計画をいたしております。そ

民のために農地を提供するという目的には、必ずしも沿わないといふ問題が起つてくることを私どもは懸念するわけあります。従つてこの趣旨に沿うようにするために、当初から機械に十分習熟できる人の養成といふ点で、それなしには私はこの仕事が優秀な成果を上げることはおそらく不可能に近いと思うわけです。従つて機械のことにあまりに夢中になつておつて、そういう人の手配がなければ、私は出発当初から大きな挫折といふか、頓挫をしやしないかといふことをわれわれの経験に徴して考えられるので、この点については、特に注意をせられる必要があると、こう思うわけあります。

○政府委員(渡部伍良君) お話の通りここ数年の土木開発の能率を上げるには、部品とオペレーターの問題でありまして、この点はわれわれの国内でも経験しておりますし、農林省も相当機械を持っておりますから経験をしておられます。従つてお話を通りこれを運転する者の養成については十分注意を払いたいと思います。

○飯島連次郎君 それからもう一点は、最初はやむを得ずして機械を入れたとしても、機械開墾といふものが所期の効果を上げて一般からもだいぶ要望されるということになつて参れば、当然機械みずからを国で、日本国で製造するということが伴つてこなれば、私はそういう時代にはかなり要望も、それから事業量もふえてくるとた場合に、日本の国の金で、日本の国産の機械を使うということになつてく

ときには、たような、な法律を制するといふ。予想される機械にとついて、策なり用意お話を通り、答えいたし新タイプとなるつもりで、機械もつて、ほんとことどめたい。この質問は、そうしてが資金の大して、国のが当たりに依存するするところ、があるだろに國がとつて、開墾についべきである。そのこと考え方を持つ

本案はわがみので、まだ質問者がありますが、私はこの問題等本事業をめには政府に向かい、さらに経験して質問すべしもので、そういうふうな理事会で御整理をしてお詫び願つておられたとところの整理の上、明確に持つて行くと、さようなく取り扱つておられますか。

國産機械の私の方で、れば、それがほしい助するようしたいと思つて大事業はたくさこの際事務にいたしの問題、資本を推進して向つて幾多向つて幾多と思いまして理事会と、かかる事項もあつた事項につ願いまして、本法案といふことを、いつもの森に対する質問についての引き続いだがわれば、明日勝頭にこれをただ付帯決議ということ計らつてないときり」

午後四時  
六月二十八日日本  
記された。  
（了）  
一、自作農業  
十日  
一、愛知用水  
ための付託  
一、農地開発  
査のための  
案（案）  
一、北海道に左の  
云ふの左の案件を  
一、北海道に  
木等の売払  
特別措置法  
案（案）  
一、北海道にお  
等の売払代  
措置法の二  
北海道に  
木等の売  
特別措置  
律  
北海道にお  
等の売払代金  
置法（昭和二  
号）の一部を  
第一項中「  
市町村で昭和

三郎君) 池田  
三十九分散会  
委員会に左の  
から必ず出で  
取り計らいま  
これで散会  
特創設資金(金融  
のための付託は  
公団法案(予  
は六月二十一  
機械公団法案  
付託は七月八  
付託は七月八  
備審査のため  
付託された。  
おける国有林  
代金の納付に  
の一部を改正  
ける国有林野  
金の納付に閑す  
部を改正する  
おける国有林  
払代金の納付  
法の一部を改  
次のように改  
農林大臣は、  
二十九年四月

（案）通法案  
五月二日備審査の日  
（予備審査）  
、本委員  
野の風害に関する法律  
する法律  
の風害木  
する特別  
法律案  
野の風害  
に関する  
正する法  
の風害木  
る特別措  
二百十八  
止する。  
北海道の  
一日以降

和二十九年四月  
昭和三十一年  
十二年十月一日  
五年とし、第一  
加える。  
2 農林大臣は  
う場合において  
該当するとき  
除し、かつ  
二年以内のま  
ができる。  
一 地方公共  
共用の施設  
の用に供する  
売扱を受け  
二 地方公共  
共同施設設  
設の建設費  
に売り渡さ  
充てるため  
受けようし  
農林大臣は  
域内の地方公  
等を売り払

二年法律  
行なわれた  
は、昭  
した災  
よりそ  
方公共團  
中「そ  
公団共體  
害」に、  
、その  
法政令で  
その地  
告者の  
告者  
。」  
項に、  
昭和三  
項を第  
三項を  
一に  
供を免  
して、  
ることと  
売り払  
の一に  
需要者  
木等の  
の建設  
又は公  
木等の  
漁業用  
共同施  
需要者  
用材に  
売払を  
その区  
風雲木  
、次の

各号の一に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、第一号の場合にあっては二年以内、第二号の場合にあっては一年以内の延納の特約をすることができる。

約の条件を変更して、担保の提供を免除し、利息を附さないものとし、及びその延納期間をその契約締結の日からそれぞれ当該各項に定めた期間の範囲内で延長することができる。

一 北海道又はその区域内の地方公共団体が、農林漁業用施設及び中小企業用施設の建設資材としてその需要者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の売扱を受けようとするとき。

二 北海道又はその区域内の地方公共団体が、住宅金融公庫の融資に基く住宅及び一般庶民住宅を建設しようとする者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の売扱を受けようとするとき。

4 農林大臣は、日本住宅公团が住宅の建設の用に供するため風害木等の売扱を受けようとするときは、日本住宅公团に対し、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、二年以内の延納の特約をすることができる。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 本則第一項から第三項までの各号の一に該当する場合において農林大臣がこの法律の施行前にこれらの項の地方公共団体と締結した風害木等の売扱の契約（改正前のこの法律の規定に基いて締結した契約を除く）でこの法律の施行の際延納期限が到来していないものについては、農林大臣は、その契

昭和三十年八月三日印刷

昭和三十年八月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局